4　新たな財産が発見された場合の弁済
(1)　第２項(2)及び第３項(1)の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
(2)　(1)による弁済を行った場合は、第２項(2)に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、(1)に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関連債権
1　関連債権の定義
関連債権とは、協定債権のうち、尾崎義行が有するものをいう。
2　関連債権についての免除
関連債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
(別紙省略)

福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２８年（再）第１号
仙台市青葉区北根２丁目５番12号
再生債務者　名星ディストラクト株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日の債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年３月22日　津地方裁判所四日市支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４９号
盛岡市東安庭１丁目13番51号
再生債務者　小野寺　満
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第５０号
盛岡市東安庭１丁目13番51号
再生債務者　小野寺真由美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（再イ）第１５号
宮城県富谷市とちの木１丁目21番６号
再生債務者　中居　弘幸
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第１６号
茨城県水戸市酒門町1873番地の７
再生債務者　冨永　真悟
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（再イ）第１２号
千葉県柏市つくしが丘５丁目７番34―207号
再生債務者　糀屋　卓哉
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（再イ）第１００号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西３―13―39
再生債務者　落合　友樹
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１４９号
東京都足立区東和２―１―４―227
再生債務者　吉留　琢和
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第９号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田1364番地
再生債務者　熊倉　　徹（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（再イ）第４号
金沢市粟崎町４丁目32番地１
再生債務者　北村　聡一
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１０７号
京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町９番地17
再生債務者　納庄　光生
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再イ）第１５号
京都市右京区太秦下刑部町170番地　619号
再生債務者　磯部　高記
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再イ）第１３４号
大阪府豊中市永楽荘４丁目４番60―301号
再生債務者　落合　博和
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月26日から平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第１９号
大阪府羽曳野市島泉７丁目９番15号
再生債務者　田所　浩二
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１３号
岡山市東区瀬戸町瀬戸563番地８
再生債務者　石原　敏生
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第１４号
岡山市東区瀬戸町瀬戸563番地８
再生債務者　石原　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部